

九州・山口地区会員の集い

2004年8月8日(日)、毎年恒例の協同総合研究所「九州・山口地区会員の集い」を福岡市の労協センター事業団事務所で行い、長崎大学の吉田省三先生に最近のイタリアの状況についてご報告いただきましたので、その内容を掲載します。(編集部)

第二次ベルルスコーニ 政権と協同組合規制



吉田省三(長崎大学)

最近のイタリアの政治情勢とイタリアの協同組合運動の概況、そしてそれを裏付けている協同組合の法制度についての3つに分けて報告をします。

第二次ベルルスコーニ政権の1100日

戦後最長となった第二次ベルルスコーニ内閣

シルヴィオ・ベルルスコーニが第二次政権を組閣したのは3年以上前ですが、これはイタリアで戦後最長の内閣になってしまいました。これまでは社会党のクラクシ内閣が83年から86年にかけて1059日で最長だったのですが、第2次ベルルスコーニ内閣が今年の5月5日に1060日になり戦後最長の記録を更新しました。その後、6月に欧州議会選挙と地方選挙があり、この選挙でベルルスコーニの政党、フォルツァ・イタリアは、大変な敗北を喫してしまいました。同時に行われた地方選挙でもサルデーニャ州と県選挙とコムーネの選挙ですがいずれも左派が圧倒的に勝利しました。協同組合

運動の中心であるポローニャのコムーネでは、5年前の選挙で戦後50年間続いた左派政権が敗れたのですが、今度は第1回投票で奪回しました。それから、ベルルスコーニの活動の拠点であるミラノ県でも決選投票で左派が勝利をするという変化がありまして、今総選挙をやれば圧倒的に左派が勝利すると言われています。

第二次ベルルスコーニ政権の内実

ベルルスコーニはこの3年間、国民の基本的な権利に対する攻撃をはじめとして散々悪政を続けてきたわけですが、その中のひとつに協同組合に対する規制があります。これまで、イタリアの政権は短命なので有名で、90年代に入ってから日本とその短さを競ったわけですが、戦後最悪の現在の政権が、内閣の寿命では最長であるということになっています。

第一次ベルルスコーニ内閣は、非常に短命で1994年に二百数十日と1年ともたなかったわけですが、このときは分離主義の

北部同盟と元ファシズム政党の国民同盟が入閣していました。これが短命に終わったのは国民の側の反撃や、北部同盟と国民同盟が連立を離脱したことにありました。今回の第二次ベルルスコーニ内閣にも、北部同盟と国民同盟のいずれも入閣しているのですが、今回はかなり内部に矛盾を抱えながらも連立を離脱しないのです。第二次ベルルスコーニ内閣は、ベルルスコーニの政党、フォルツァ・イタリアから11名、北部同盟から3名、国民同盟から5名入閣していますが、とくに北部同盟は労働大臣、司法大臣、さらに制度改革大臣 これはウンベルト・ボッシという党首ですが という重要なポストを占めています。ところがこれがなかなか離脱をしない。これまでベルルスコーニ内閣で辞めた閣僚は4人います。つい最近ではウンベルト・ボッシが制度改革相を辞めましたが、94年の教訓に学んで、自分は大臣を辞めるけれども政権は離脱しない、という形で連立を継続しているわけです。ボッシは今スイスの病院に入院しているという健康問題もありますが、依然としてこの連立内閣で任期5年は続けると言っています。

第二次ベルルスコーニ政権の政策

第二次ベルルスコーニ政権がこれまでにやってきた主な政策ですが、経済政策ではまさに新自由主義的な大企業や富裕層に対して減税をする、相続税を廃止するという景気刺激策をやりました。イタリアの財政赤字は世界的に有名で、それで大規模な土木工事は凍結されていたのですが、ベルルスコーニはそれらを再開した。例えば、本土とシチリアの間のメッシーナ海峡に橋を架ける。それからベネツィアを洪水から守る

ためのモーゼ計画 海底に水門を沈めておいて洪水の時には浮かび上がらせて洪水を防ぐという大規模な工事ですが そういうものを次々と再開していく。そのような工事にはマフィアが関与してくるのですが、ルナルディ・インフラ交通相が「公共工事を再開するためには、マフィアやカモッラとの共存も必要」と発言をするという事態になっています。

それから司法政策については、実はベルルスコーニは首相になる前から裁判官を買収していたとか、マフィアと関係しているとか、財務警察に賄賂を贈ったとか、十数の事件で刑事被告人になっているんですね。彼の裁判は、ミラノ地裁にかかっているのですが、ここは90年代の初めに全国的に政界汚職を摘発した検事たち「マーニ・プリーテ」がいるところですよ。そこからプレッシャなど別の裁判所に移送できるようにするという自分に都合のいいように法律を改悪したり、昨年の7月から12月までは欧州連合の議長をイタリアが務めることになっていたのですが、欧州連合の議長を務めているときに首相に有罪判決が出たら大変だということで、首相、大統領、上下院の議長、憲法裁判所の長官の5人については、公判継続中の裁判について在任中は裁判を停止するという裁判凍結法を作ったりしました。5人のうち首相の他には、今のところ刑事被告人はいないので、まさにベルルスコーニ首相個人を救済するための法律を作らせたわけですよ。ただ、議長が終わった今年の1月に、憲法裁判所はこの裁判凍結法というのは違憲であるという判決を出しました。このようにベルルスコーニは、保身のため自分に都合のいいように法律を変えていくことを最優先してやってきました。

治安政策は、犯罪が増加している所以需要が迫られているのですが、市民の政府に対する抗議行動について非常に厳しく取り締まる。反対に、自らも含めて政治家の犯罪については非常に緩やかにしています。2001年のジェノヴァ・サミットの警備では、サミット史上初めての死者を出しました。

移民政策では、北部同盟党首のボッシと国民同盟党首で副首相のフィーニ・ムッソリーニは20世紀最大の政治家であるという発言で有名ですが、は、移民排斥のために「労働契約がない限り入国させない、強制的に退去させる」という移民法の改悪を行いボッシ・フィーニ法と呼ばれています。憲法裁判所はボッシ・フィーニ法についても部分的違憲判決をだしました。

労働政策では、協同組合の法律とも関連しますが、69年の「熱い秋」の闘いを背景に70年に制定されたイタリアにおける企業内の労働者の地位を守っている「労働者憲章」(法律1970年300号)の改悪があります。「労働者憲章」18条は解雇規制法になっており「正当な理由がない限りその労働者の解雇は無効であり労働者を復職させる」という内容で、金銭的な補償ではなく職場復帰なのです。ところが労働者憲章18条がイタリアの労働関係が非常に硬直的になっている、労働コストが下がらない、そして失業率が依然として改善されない最大の原因である、という認識が政府やイタリアの経団連Confindustriaにあり、これを凍結すべきと宣伝してきました。2000年5月に7項目のレファレンダム(国民投票)を行いました。有効投票が50%以下で全て無効になりました。ところが、労働者憲章の廃止の投票に関しては、有効投票の中では「労働者憲章18条を廃止しない」という意見が圧倒的で

した。60%を超える反対があったわけです。それにもかかわらず、ベルルスコーニ内閣はこれを廃止することにとりかかりました。

ベルルスコーニ首相の悪政の内閣がなぜ戦後最長になったのかということですが、これは日本の小泉内閣がなぜこんなに長く持っているかということと関連します。彼は全国ネットの民間のテレビ局を3つ持っています。首相ですから、国営放送RAI3局に対しても影響力を及ぼすことができる。彼が94年につくった政党、フォルツァ・イタリアは、日常的な政党活動をする政党ではなくて、ベルルスコーニのカリスマ的な影響力を電波によって国民に及ぼす。そういうメディア支配の方法を取っています。彼は首相であるとともに、イタリア最大のフィンヴェストという企業グループの総帥でもあり、その重役はすべて彼の家族や友人が占めています。ACミランというサッカーのチームがありますけど、現在も会長を務めています。大統領や首相になる場合、民主国では普通はそういうものを辞めるわけですがけれども、彼は影響力を保持したまま首相になっている。首相になったときに、利益相反問題で法律を作ると言って首相になりましたが、まだこの法律は制定されていない。兼職を禁止する法律も制定されていない。

労働者憲章18条の廃止と労働者協同組合

先ほどの労働者憲章18条の廃止ですが、これは2002年の春から夏にかけて壮大な闘いがありました。三大労組がこの18条改悪に対して反対運動を展開しました。2000年の3月に労働大臣の顧問であるマルコ・ピアージ・モーデナ大学の教授でボローニャに住んでいました。がボローニャの自宅前

で暗殺されました。ピアージ教授は労働契約の弾力化に向けて労働関係弾力化の報告書「労働白書」をまとめたのです。そして赤い旅団の名前で犯行声明が出ました。政府はこれを労働組合のせいであると攻撃をしたわけですが、これに対して三大労組はより結束して反対運動を展開した。最も大きな闘いは、2000年4月16日でしたが、18条改悪反対で全国ゼネストをやって1300万人が参加した。しかしこれは政府に押し切られてしまうんですね。三大労組のうち、Cgilだけが反対をする。他の労組Cisl、Uilは合意をしまってこの闘いは負けてしまう。そのときにCgilの書記長であったのがセルジオ・コッフェラーティで、この闘いの後書記長を辞めて、元の職場であるトリノのピレリに戻ったわけですが、ポローニャの左翼政権をとりもどすためということで、ポローニャの市長の候補に推薦される。そして当選した。彼はもともとトリノの人ですから、ポローニャには関係はなかったのですが、市長候補の運動を一年間やって当選した。

それでこの労働者憲章18条の問題ですが、ここ数年、左翼政権の時期から労働者協同組合の組合員である労働者の権利についての法案が準備されていて、労働者憲章を組合員労働者にも適用するののかということが論争になっていました。この問題では労働組合と協同組合の意見が対立していました。労働組合は、協同組合の組合員である労働者も労働者であるのだから労働者憲章が適用されるというのに対し、協同組合は労働者協同組合の組合員である労働者は同時に所有と経営にも参加するのであるから労働者憲章の適用はないという主張です。最終的には18条を除いて他の条項を協同組合

員の組合員労働者にも適用するという法律が2003年に成立しました。

2004年選挙での敗北

2004年欧州議会・地方選挙とその影響ですが、野党はオリーブの木、共産主義再建党、緑の党、イタリア共産主義者党です。現在イタリアにおいて比例代表の選挙は欧州議会の選挙だけなので、これがかなり現代の政治的な力関係を反映していると思います。現在入閣をしているのはフォルツァ・イタリア(Fi)、国民同盟(An)、キリスト教民主同盟(Udc) これは94年までキリスト教民主党という日本でいうと自民党にあたる政党がありました。その末裔です。そして北部同盟(Lega Nord)ですね。

1999年の前の欧州議会選挙では、ベルルスコーニのフォルツァ・イタリアは25%の得票率があり、2001年の総選挙では29%の得票率があったのですが、この選挙で21%に転落してしまった。この敗北を受けて、トレモンティ経済相がまず辞任しました。これは日本でいうと、竹中大臣のような人で、まさに新自由主義的な政策をやってきた中心人物ですが、この経済相を辞めさせたのは国民同盟です。国民同盟は南部に基盤がありません。従来イタリアは南部に財政資金を投入して、失業対策や公共事業を行いましたが、90年代に入ってこれを削減してきました。南部政策も経済大臣の担当なので、そういう政策を継続する大臣を辞めさせた。

北部同盟のボッシ党首は制度改革大臣として、イタリアを3つの国にするくらいの連邦制を主張してきました。現在憲法の第2部を改悪して過激な分権制にする憲法「改正」案を国会で議論しています。基本的人権のうちでも社会的権利にかかわる教育、保

健全さらに警察の権限を州のものとする内容が基本となっています。豊かな州は豊かに、貧しい地域は貧しいなりにやる。財政の分配機能を廃止するという右からの改革が、北部同盟の言っている分権制です。ポッシは制度改革大臣を辞めましたが、その後は同じ北部同盟から改革相をだしました。このように欧州議会選挙と地方選挙の影響が出てきているわけですが、依然としてベルルスコーニは選挙をせずにあと2年間やると言っています。

左翼政権の時代から準備されていた会社法の改正案ですが、イタリアの場合、民法の中に協同組合の規定がありますが、1942年に制定された民法の会社法の部分を改正してコーポレート・ガバナンスを強化することを目的とする改革として始められたものが、ベルルスコーニ政権下では協同組合規制に使われている。これに対して、協同組合の側からもかなり反撃をして、まだ最終的な決着はついていないのですが、各協同組合は2004年内に新しい会社法に基づいて、定款を改定しなければならないという局面になっているところです。以上がイタリアのベルルスコーニ政権の3年間です。

イタリアの協同組合運動（中道左派政権から中道右派政権へ）

イタリアの協同組合の概況

最初に協同組合企業の活動についてですが、約7万の協同組合企業が活動して、その活動分野が多様な分野に及んでいるということがイタリアの特徴の一つです。かつては建設の分野が非常に強かったのですが、90年代初めの「汚職都市」タンジェントボリ捜査の時に協同組合の建設企業に対して

も司法の捜査が入って公共事業はストップされ、その結果重点は建設などからサービス、あるいは福祉のほうに移動しています。組合員は大体60万とされています。

中道左派政権の協同組合政策

96年に誕生した中道左派政権の下では協同組合と政府の間には協力的な関係 仕事起こし、雇用対策を協同組合がやっていくという関係 が見られました。一つ例を挙げると、左派政権は「小協同組合」(Piccola societa' cooperativa, Pse) 制度というものを作りました。法制化されたのは97年です。通常は9人以上いないと協同組合を設立できませんが、3人以上8人で協同組合を起こせる。日本の場合は中小企業協同組合法上の企業組合の「改悪」がありましたが、協同組合で立ち上げて、成功したら株式会社に転換していくという制度です。イタリアの小協同組合制度では、通常の協同組合には転換できるけれども株式会社になることはできない。ちょっと古い例ですが、2000年には新設の約700の協同組合の3分の1くらいが小協同組合として設立されたと報告されています。

90年代にはイタリアは民営化を強力に推進していきました。民営化の総額では欧州最大と言われています。イタリアの民営化は、国有企業を売り払って財政赤字の足しにしようという発想がより濃いわけですが、その中で国営の造船所を協同組合が引き受けて再建をするということも見られました。社会的協同組合も雇用の創出に貢献しています。例えばナポリの社会的協同組合の連合会 Drom には約500の社会的協同組合が加入し、連合会は南部における起業の支援、地方自治体に福祉と地域開発を促進する政

策の計画化を働きかけるための活動をしています。

消費協同組合の部門では、イタリアに行く度に生協がどんどん合併しているのがわかりますが、現在は8つの大きなグループに再編されています。消費者協同組合と小売商協同組合の部門を超えた協同の例もあります。生協の消費者組合連合会は、コープ・イタリアという事業連合を作っています。また、日本にはない小売商の協同組合があり、ひなげしのマークの「コナッド」というスーパーマーケットをやっています。そのコナッドと、コープ・イタリアが、共同で仕入れをする機構を作ろうということで、2001年に「イタリア流通」という共同仕入れ機構を設立しました。ところがこれがあまりにも大きすぎて、イタリアの公正取引委員会である競争・市場保護委員会Agcmから市場支配的地位を指摘されました。昨年の秋に解消を決定しています。両者で小売市場の3分の1を占めてしまうという競争政策上の問題もあったのですが、両者の国際戦略上の違いもありました。その後コープ・イタリアは、スペインのエロスキ消費協同組合やフランスの企業との提携、コナッドも国際的な提携という動きになってきています。

第二次ベルルスコーニ政権の協同組合政策

2001年に誕生した第二次ベルルスコーニ政権では、その前の中道左派政権時代に作業を開始した会社法改革案を改変し、「相互扶助を主とする」協同組合と、その他の協同組合を区別する。そして相互扶助を主としないその他の協同組合については税制などの協同組合がこれまで享受してきた優遇措置をやめる。大企業については減税、協同組

合企業については課税を強化する、という動きになってきています。それでこの会社法改悪について、協同組合運動の4つの全国組織 とくにレガコープとコンフコーペラティーヴァ が共同で闘うという動きが出てきています。90年代の後半から政党別に系列化されていた協同組合が、かつての政党がなくなってきたので、政党からの独立性を高めてきています。反対に、協同組合運動は組織的な統一までは行っていませんが、政府に対して共同で要請行動をするという動きがあります。

最近の協同組合運動の中でとくに注目される運動を例に出すと、ボローニャのマヌテンコープ。そしてコープサービス。これはボローニャの隣の県、レッジョ・エミリアのサービス協同組合。ボローニャのCamstとレッジョ・エミリアのCir Foodは給食事業の協同組合です。Cirは給食事業を国際的にも拡げて行こうとしています。例えば、9・11事件のツインタワーの攻撃で、そこにあった有名なレストランで働いていた人は犠牲になり、そのとき非番だった従業員は生き残ったけれども失業しました。そこで自分たちで仕事起こしをしようということで、イタリアのレッジョ・エミリアのCirに来て協同組合による給食事業の展開の仕方を勉強し、それをレガコープも支援をしているという動きがあります。それからボローニャでもコムーネの業務を支援するサービス協同組合の動きがあります。この辺りが最近のイタリアの協同組合運動の中で注目されている新しい動きではないかと思います。

イタリアの協同組合運動と法制度

イタリアの協同組合法制

最後に、イタリアの協同組合法の法源と言いますか、どういう法律に基づいているかということですが、1920年代までは、個別の立法がありました。その後20年間のムッソリーニの支配の中で1942年に現行の民法が作られました。これは日本でいう民法、会社法、商工会社法が統一法典になっています。その第5篇「労働」の中に会社(第5章)も協同組合(第6章)も含まれています。この部分を大改正するというのが今回の改正でした。これは中道左派政権の下で準備されてきたのですが、先ほど言いましたように、ベルルスコーニ政権になってから換骨奪胎されていく。

憲法45条

民法が制定された後に憲法45条が制定されました。現行の憲法45条は、「共和国は、相互扶助の性格を持ち、私的投機の目的を持たない協同組合の社会的役割を承認する。法律は最適な諸手段で協同組合の発展を促進し助成すること、及び適切な監督によりその性格及び諸目的を保障することを定める。」と定めています。ところが、憲法制定議会での当初の案はもっと抽象的でした。それは、「共和国は協同組合の社会的機能を承認し、協同組合を支援する。その目的を保持する為に制定法によって監督を受ける。」というものです。制憲議会で、偽の協同組合を憲法の保障から排除するというのを政党や協同組合が主張し、そのためにもっと詳細な条項を入れることになり現行の「相互扶助の目的を有する」とか、「私的投機の目的を持たない」などの文言を追加したり、

「監督」という言葉を吟味し、監督というのは国家の介入を招く恐れがあるので、「適切な規制により」というように変えたという経過があります。今回のベルルスコーニ政権の下では、協同組合に対する憲法的保障にもかかわらず、会社法が改悪されてしまったということになります。制憲議会では偽の協同組合を排除する為に入れた条項が反対に協同組合の規制に利用されることになったのです。

その他の法制

憲法45条が一般的な国家と協同組合との関係を述べていて、民法が設立等についての一般的な組織法となっていますが、憲法が保障している協同組合に対する支援、促進策を定めたのが47年の臨時国家元首令です。これは、その後何度か改正をされています。90年代に入ると、そういう枠組みの下で、新しい社会的協同組合の根拠を与える社会的協同組合規則が制定されました。92年には協同組合の開発基金等を認める新しい法が制定される。先ほど言いました小協同組合制度が97年。それから、労働者組合の組合員に労働者憲章を適用するかどうかという組合員労働者法が2003年にできました。ほかに協同組合による企業再建を定めたマルコラ法という特別法。もう一つ特別法で青年企業家奨励法(44号法)。44号法というのは1986年44号ということです。これは、青年が起業する場合に協同組合を利用してもいいし、一般の会社も利用してもいいが、その際の国家的な支援を与えています。

2003年の民法「改悪」

そして一番最近では、私は改悪法と言っ

ていますが、2003年の民法の改悪法が制定されました。そもそもイタリアでは1942年の民法を使って有限会社、株式会社を運用していたわけですから、民法改正は、例えばコーポレート・ガバナンスを強化する、というような現代的な課題があったんですね。ところが、ベルルスコーニが2度目に政権に就いて最初にやったのは、刑法の粉飾決算の罪を廃止することで、欧州連合から警告されました。2003年にパルマラットという食品大企業の不正経理事件が明らかになりました。ベルルスコーニは不正経理事件が起きやすい環境をつくってきたのです。会社法に関しても協同組合に対して規制を強化するという形の改悪を行います。

協同組合規制の強化

民法2512条は、新しく「相互扶助を主とする協同組合」(Cooperativa a mutualita' prevalente)についての規定を設けました。2513条では「相互扶助を主とする」ということについて定義が与えられていますが、「組合員に対する商品の販売・サービスの供給による利益が全利益の50%を上回ること」、これは労働者協同組合の場合には、組合員の供給する労働コストが50%を上回るということになります。さらにそのことを決算等の文書によって証拠付けなければいけないとしています。2514条では相互扶助を主とする協同組合の条件として、配当、剰余の制限を上回る分配の禁止、あるいは会社清算の場合の相互扶助基金への譲渡を義務づけることを定款で定めなければいけない」としている。この法律は2004年の1月1日に施行されたので、2004年12月31日までにやらなければならないとなっています。現在どの程度まで各協同組合で定款の

改訂が進んでいるのかわかりませんが、レガコープは、定款の改訂について指導をしていて相談を受け付けています。

現代イタリア協同組合法制の特徴

最後に、ベルルスコーニ政権になってからの改悪、それに対する反撃と妥協があるわけですが、90年代から2004年現在にかけて、協同組合法制はどういう変化があったのか、まとめたいと思います。

一つは、90年代の法律によって協同組合の主体が多様化したこと。とくに社会的協同組合の登場によって、ボランティア組合員や賛助組合員、自助組合員というのを入れると6種類の主体が協同組合に参加できるようになった。

二つ目は協同組合の新分野が登場したこと。今までもイタリアの協同組合は多様な分野で活動をしていましたが、従来の8部門に加え、9部門目として共済組合ができました。現在は消費、生産・労働、農業、建築、金融、漁業、混合、社会的協同組合、共済組合ということで、9つの協同組合が県の協同組合の登記簿に登録されます。

それから最後に協同組合の新しい目的が変化してきたということ。社会的協同組合の目的に最も典型的に現れているように、協同組合内部の連帯から外部の支援、市民社会と言ってもいいと思うんですが、人間発達、市民の社会的インテグレーションという共同体の一般的利益を追及するということを協同組合が目指すようになった。このように、法制の面でもこれら3点について発展があったと見ることはできないかと思っています。